

## 陳 情 文 書 表

平30陳情第10号		平成30年8月23日受理
件 名	核兵器廃絶に向け各国が核兵器禁止条約に参加できる環境整備の強化を求める陳情	
陳 情 者	秦野市南矢名2044-C-203 秦野レインボーグループ 代表 落合 篤子	
陳 情 の 要 旨		
<p>国際社会はこれまで核兵器廃絶や恒久平和実現に向けた取り組みが進められてきました。</p> <p>昨年7月7日に国連本部において、122カ国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択され、条約の発効に向けた努力により、現在14カ国が批准しております。また、長年の被爆者の切なる願いを受け止め、核なき世界を求める活動を進めてきた国際NGOのICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）が昨年、ノーベル平和賞を受賞されたことは大変喜ばしく、被爆者らの声が世界各国に届いたと受け止めておりますが、条約採択から1年経過し、現実には極めて厳しい国際規範であるこの条約の前で各国の思惑は一致せず、核保有国と非核保有国との溝が一層深まっている状況です。</p> <p>そのような中で日本政府は核保有国と非核保有国との橋渡し役として、両国の理解を深め歩み寄ることが出来るようする重要な役目があります。</p> <p>これまで日本政府においては核軍縮と核不拡散に積極的に取り組み、現在、核保有国と非核保有国の対話を進めるために「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を設け、受け取った核軍縮検証メカニズムの構築の提言を2020年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で建設的な議論が行われるよう努力をしているところですが、一方では今年6月にストックホルム国際平和研究所が2018年版報告書を発表した際、核保有国新たな開発計画に警鐘が鳴らされているのが現状であります。</p> <p>そこで世界において唯一核の犠牲となったわが国の使命として、世界に生命尊厳の潮流を築くべく核軍縮の機運を高める旗振り役を積極的に努め、今後さらに核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器の脅威に対する次世代への継承と各国への啓発を日本政府として一層の取り組みを求めます。</p>		

以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく、陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 核兵器のない世界の実現に向け、核保有国と非核保有国との対話の機会を増やすこと。
- 2 核兵器の脅威を次世代へ継承するため、被爆体験を積極的に学ぶ機会を設け、世界に発信する人材を育成すること。
- 3 核兵器の脅威や非人道性に対する啓発の強化を各国に求めること。